

彩の国資源循環工場環境調査評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 彩の国資源循環工場（以下、「循環工場」という。）における環境調査結果等について審査し、循環工場の安心・安全な運営に資するため、彩の国資源循環工場環境調査評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は次の事項について審査し、評価、提言等を行うものとする。

- 一 循環工場における環境基準を超過した環境調査結果に関する事項
- 二 前号の環境基準超過の原因と改善対策に関する事項
- 三 循環工場における環境調査結果の公表に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、循環工場における環境調査に関する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、専門的知識のある者及び地元代表のうちから環境部長が選任する。

(任期)

第4条 第3条の委員の任期は、二年とする。ただし再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長は委員長がこれに充たる。

(委員長による処理)

第7条 委員会は、第2条に定める審査事項につき、会議開催に代えて、委員長が各委員の意見を聴き、処理することのできる事項を、あらかじめ決議の上、定めることができるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、緊急の処理を必要とし、かつ、その他の理由により、委員会の会議を開催できないときは、委員長が、各委員の意見を聴き、処理するものとする。
- 3 委員長は前各項により処理したときは、すみやかに、各委員に報告するものとする。

(委員会の公開)

第8条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、特段の事情が認められる場合は、委

員会の決議により、これを公開しないことができるものとする。

（関係者の出席）

第9条 委員会は、必要に応じて、専門知識を有するもの又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、資源循環推進課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月9日から施行する。

ただし、施行の日からの委員の任期については、第4条の規定に関わらず、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月19日から施行する。